

## 計 画 書

神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（兵庫県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

### 1. 基本的事項

#### (1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

神戸都市計画区域マスタープランは、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「神戸地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、神戸都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針（共通編及び神戸地域編）を指針とするとともに、「神戸市基本計画」との整合を図る。

#### (2) 策定区域

神戸都市計画区域の対象区域は次の表のとおりである。

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口(千人)[H17]
神戸都市計画区域	神戸市	行政区域の全域	1,525

平成17年国勢調査人口

#### (3) 目標年次

平成17年(2005年)を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年(2015年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。

## 2. 都市計画の目標

### (1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

### (2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つの都市づくりの目標に基づき都市づくりを進める。

#### ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。

さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎや潤いを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

#### イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては中心市街地との適切な役割分担のもと徒歩圏域内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

#### ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。

また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り防犯に配慮した都市づくりを目指す。

さらに、震災の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

## エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

### (3) 都市づくりの方向性

#### ア 神戸都市計画区域の都市づくりの目標

震災の教訓をふまえて21世紀を先導する国際都市として、すべての市民が安全で快適に暮らせ、活力と魅力あふれる「美しいまち・神戸」の創造をめざし、「ともに築く人間尊重のまち」「福祉の心が通う生活充実のまち」「魅力が息づく快適環境のまち」「国際性にあふれる文化交流のまち」「次代を支える経済躍動のまち」の5つの都市像を掲げた「世界とふれあう市民創造都市」づくりを進める。

そのために、既存の地域資源を活用するとともに、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を適切に果たしながら協働のまちづくりを進めることにより、コンパクトでアメニティ豊かな都市づくりを行うことを目標とする。

#### (ア) 国際性にあふれる交流都市づくり

既存産業の高度化と新産業の育成・誘致を進めて都市の活力の向上を図り、海・空・陸の総合交通体系を整備することによって世界の人・物・情報の交流拠点的形成するとともに、都市機能を一層向上させることで魅力ある国際都市としての新たな文化や産業を産み出し、国際性にあふれる交流都市づくりを目指す。

また、豊かな自然や異国情緒漂うまちなみ、異文化に独創性を加えた独自の文化といった、全国的にみても多彩な神戸の魅力を積極的に活用した都市型観光拠点の形成を目指す。

#### (イ) 地域特性を生かした魅力ある都市づくり

地域の特性に応じた土地の有効利用と都市基盤の整備を進めることによって既成市街地の再生を図るほか、臨海部周辺における低未利用地の土地利用転換によって親水空間の活用と都市的利用を促進することで、地域特性を生かした魅力ある都市づくりを目指す。

また、『デザイン都市・神戸』の取組みにより、美しさや楽しさ、やさしさや快適さなど、さまざまな要素との調和を重視した、神戸の新たな魅力と活力を創り出す。

#### (ウ) 環境にやさしい美しい都市づくり

豊かな自然環境と調和した市街地の健全な発展を進めるため、環境に配慮しながら、都市の成長管理を継続するとともに、自動車交通の渋滞解消による環境改善等の促進や、廃棄物の減量・資源化の推進等による環境への負荷の軽減に努めることで、環境にやさしい美しい都市づくりを目指す。

#### (イ) 安全で安心な都市づくり

豪雨などにより生じるおそれのある六甲山系周辺における土砂災害や地震時における宅地の地すべりなどの被害などを最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づ

くりを目指す。

また、密集市街地などでは、地震による建築物の倒壊や地震に起因する火災の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶと考えられるため、建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化などに配慮した土地利用を図り、都市全体の耐震化・不燃化を進める。

#### イ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

神戸都市計画区域は六甲山が大阪湾に迫る地形条件により東西に細長い市街地を形成する中で、複数の都市拠点（島状）に展開する都市構造となっている。

今後は、近い将来見込まれる人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえ、この構造を生かしながら自然環境と調和し、人口や都市機能の均衡がとれたコンパクトで持続可能な都市の創造を目指す。そのため都市の多核化を誘導し、それら相互の連携による多核ネットワーク都市の実現を目指す。

#### (ア) 拠点（都市核）

##### a 広域都市拠点（「都心」）

県内ではもちろんのこと京阪神都市圏における中核として、その役割を果たすため、神戸市中心部（三宮～元町～神戸駅周辺、新神戸駅周辺、神戸港（中突堤～新港突堤）周辺、ポートアイランド、ハーバーランド及び東部新都心の区域をいう。）においては、都心として商業、業務、雇用、教育、文化、医療等の高度な都市機能の充実を図りつつ、デザイン性の高い良好な都市として神戸地域独自の活力と魅力のある都市づくりを図る。

特に、三宮駅周辺においては、JR西日本、阪急電鉄、阪神電鉄、神戸市営地下鉄、神戸新交通やバス等の各交通機関の乗換えの円滑化等による交通結節機能の更なる強化及び再開発事業など駅周辺における商業、業務、文化、交流機能の充実などにより機能強化を図る。

##### b 都市拠点（「副都心」）

六甲道・住吉周辺及び板宿・西代・新長田周辺においては、副都心としての都市機能の強化を図る。

##### c 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地においては、地域的なニーズに対応して、コミュニティレベルでの商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

##### d 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ医療、産業、観光、交流、教育、防災等の特定の機能の立地が見られる区域においては、当該特定の機能を発揮するための施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

(1) 連携軸（都市軸）

a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えて広域的な人の移動や物流を支える交通によって、京阪神都市圏との広域的な連携を図るとともに、隣接する阪神地域、東播磨地域等との連携を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通によって、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

都市を特色づける地域全体にわたる自然的環境である河川、臨海部などの水辺空間、六甲山系、帝釈・丹生山系、西神・北神の豊かな田園丘陵地域などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

### 3. 区域区分の有無及び方針

#### (1) 区域区分の有無

神戸都市計画区域は、近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）に基づく既成都市区域及び近郊整備区域であり、区域区分を行うことが都市計画法第 7 条第 1 項第 1 号口において定められており、また秩序あるまちづくりを進める必要があることから、神戸都市計画区域において市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定める。

#### (2) 区域区分の方針

##### ア 市街化区域に配分されるべきおおむねの人口

神戸都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成 17 年	平成 27 年
都市計画区域内人口	1,525 千人	おおむね 1,548 千人
市街化区域内人口	1,478 千人	おおむね 1,503 千人

なお、平成 27 年の市街化区域内人口は、保留する人口を含むものとする。

##### イ 産業の規模

神戸都市計画区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区 分		平成 17 年		平成 27 年	
生産規模	製造品出荷額等	25,521 億円		27,276 億円	
	商品販売額	57,127 億円		61,051 億円	
就業構造	第 1 次産業	5.6 千人	0.8%	5.1 千人	0.8%
	第 2 次産業	135.1 千人	20.2%	126.1 千人	18.6%
	第 3 次産業	507.5 千人	76.1%	526.7 千人	77.8%
	分類不能な産業	19.0 千人	2.9%	19.3 千人	2.8%

（注）商品販売額は平成16年のデータ

##### ウ 市街化区域のおおむねの規模

神戸都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

区 分	平成 17 年	平成 27 年
市街化区域面積	おおむね 20,400 ha	おおむね 20,355 ha

（注）市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

## 4．都市計画に関する方針

### (1) 土地利用に関する方針

#### ア 基本方針

誰もが快適、安全に安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用を誘導するため、住宅地、商業地、工業地等の主要用途を適正に配置し、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、中心市街地の活性化、住宅地の再生、大規模遊休地等の適正な土地利用誘導などに配慮する。

既成市街地においては、京阪神都市圏の核として、経済・文化等の中心的な役割が果たせるよう、土地の高度利用、都市機能の強化を図るほか、臨海部では、ウォーターフロントとしての立地特性を生かした土地利用への転換にあわせて、港湾産業用地の再開発を促進する。

ポートアイランド及び六甲アイランドにおいては、港湾機能のみならず、住宅・商業・業務・研究・コンベンション・ファッション・レクリエーション機能等の多種多様な土地利用を展開し、神戸空港では航空関連産業や臨空産業の土地利用を図る。

西神・北神地域においては、自然と調和した良好な住宅地等の整備や、広域幹線道路網の整備に適合した工業・業務・流通系の土地利用を進め、職住の近接した自律的な都市づくりを行うほか、自然と調和し、快適で魅力にあふれた農村空間の実現を図る「人と自然との共生ゾーン」である農業・農村地域では、良好な農村環境の整備、保全及び活用を図るとともに、地域の活性化のために里づくりを推進する。

#### イ 主要用途の配置，整備の方針

##### (ア) 住宅地

既成市街地においては、土地の有効利用に配慮しつつ、山麓部エリアの南側にある住居地帯では魅力ある住宅地としての整備を図るとともに、中間部エリアの住・商・工複合地帯では各機能の調和を図りながら、防災、コミュニティ維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した良好な住環境の整備を進める。

西神、北神、須磨内陸及び垂水内陸地域については、周辺の環境と調和した良好な住宅地の整備を計画的に促進する。

また、昭和40年代から50年代の都市の急激な拡大に伴い開発された地域については、地域コミュニティの維持・再生のため、利便性の向上や都市の魅力化に努め、住宅地の再整備を推進するとともに、地域特性に応じて高齢化社会等に対応した土地利用について柔軟に対応する。

なお、量的には充足しつつある住宅ストックの状況を踏まえ、建設だけでなくストックの活用を含めた住宅整備という視点や住宅に対するニーズの多様化に対応するため、地域特性に応じた良好な住環境を確保し、ユニバーサルデザインを取り入れるなど、ゆとりと潤いのある安全で快適な住宅ストックの形成を図る。

#### (イ) 商業・業務地

社会経済状況の変化に対応して、神戸経済の活性化に向け、商圏の拡大及び中心業務機能の強化を図るほか、それぞれの地域の特性に応じた土地の高度利用や機能集積を図るなど、京阪神都市圏の西の核にふさわしい商業・業務地として整備育成する。

都心では、中枢管理機能及び広域的な商業機能の集積を図るとともに、東部新都心～三宮・元町～ハーバーランドを有機的に連携し、都心ゾーンの回遊性の拡大を図る。

特に、三宮駅周辺においては、交通結節機能の更なる強化や、再開発事業などにより、駅周辺における商業・業務・文化・交流機能などの強化を図る。

副都心では、既存の商店街の活力を維持するとともに、市街地再開発事業などにより土地の高度利用を図り、ターミナル機能の充実・強化及び商業・業務・文化機能の集積を図る。

鈴蘭台周辺、垂水・舞子周辺、西神中央周辺等の衛星都心では、地域の拠点としてターミナル機能の強化と商業・業務・文化機能の集積を促進する。

また、日常の様々な地域活動を行う拠点として生活拠点を設定し、地域の特性に応じて、生活関連施設と在宅福祉機能、生涯学習機能の複合的な配置に努める。

さらに、大規模集客施設については、準工業地域における特別用途地区の指定により適切な立地誘導・抑制を行い、隣接地域や周辺環境へ著しい影響を及ぼすことのないように配慮する。

また、商業地などにおいて高層マンションの立地が見込まれる地域にあつては、景観形成や居住環境との調和、商業地としての機能の確保に配慮する。

#### (ウ) 工業地

港湾・工業及びその関連施設利用に純化された既成市街地の臨海部では、工業地としての機能を維持していく。なお、産業構造の転換により遊休化した土地については、地域の活性化の観点から、土地利用の転換を誘導し、都市環境の改善を促進する。

ポートアイランド、六甲アイランド及び神戸空港（以下「海上都市」という。）では、市街地からの移転・拡張用地としての工業地を配置するとともに、海・空・陸の拠点という好立地を生かし、医療などの先端技術産業の集積を図るなど、多機能な土地利用を推進する。

西神・北神地域では、広域幹線道路網の整備に適合した工業地の整備を進めるとともに、既成市街地からの移転や京阪神都市圏において高次最終加工部門を担当する地域として、計画的に工業用地を配置する。

また、技術革新の時代に対応するため、先端技術産業や研究開発機関の集積を図る。

#### (I) 流通業務地

既成市街地では、流通業務施設の過度の集中が自動車交通渋滞の一因となり、逆に流通機能の低下を招いているため、施設の分散を図るとともに、今後新設される施設は、可能な限り、海上都市、西神・北神地域といった交通的、地理的条件が良好であり、かつ土地利用上適切な地域に整備する。

スーパー中枢港湾「阪神港」に位置付けられた神戸港については、コスト低減やサービスの向上、大水深バースの整備など物流機能の再編・集約化、効率化を行いつつ、国際競争力をもつ物流拠点の形成を図る。

西神・北神地域では、効率的輸送体系を整備し、流通業務団地等を適切に配置する。  
また、広域幹線道路の整備と連携し、物流拠点の形成を促進する。

#### ウ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

神戸都市計画区域の都心の中核であり交通結節点である「神戸三宮駅南地域」及び三宮地域と神戸空港を結ぶ都市軸上に位置し、複合的な市街地の形成及び魅力ある海上新都心の形成を目標とする「神戸ポートアイランド西地域」など、神戸の都市再生に貢献する優良な都市開発事業が具体化した地域については、都市再生の拠点として、民間による都市開発を促進することによって、公共施設の整備に合わせて、産業・研究・開発・業務機能や居住機能、商業・集客機能、交流・文化機能等の導入を図る。

これまで培ってきた文化・歴史、観光、産業の蓄積ならびに広域的な交通ネットワークを生かしつつ、神戸医療産業都市構想の推進やそれに伴う関連産業の立地の促進、さらに、ファッション・観光・コンベンション産業の振興などを通じ、京阪神都市圏の地域経済を牽引する多機能型産業拠点の形成を図る。

ポートアイランド2期地区内の理化学研究所で整備が進められている次世代スーパーコンピュータについては、学術、産業界など幅広い分野での活用などを通じてこれを核とする研究教育拠点の形成を図ることとし、大型放射光施設、再生医療などの諸機能と有機的連携により、広汎な分野における技術開発に寄与するとともに、新産業の創出、企業の集積など神戸地域の活力向上を図る。

都市的土地利用へ転換すべき市街化区域内農地等の宅地化を促進するほか、生産緑地など都市緑地等として活用すべき農地については保全を図る。

#### エ 市街化調整区域の土地利用の方針

##### (ア) 農村環境の整備と保全の方針

西神・北神の農村地域を「人と自然との共生ゾーン」として位置付け、秩序ある土地利用を推進し、良好な農村環境の整備、保全及び活用を行うことで、農村集落の活性化を図る。

##### (イ) 災害防止上必要な市街化の抑制

洪水、地すべり、がけ崩れ、土石流等災害の恐れがある区域、市街地に隣接する山麓部の斜面地については、市街化の抑制を図るとともに、砂防、治水、治山の事業を進める。

##### (ウ) 貴重な自然環境の保全

六甲山系、帝釈・丹生山系をはじめ、良好な自然環境を有する太山寺周辺、千苅・鎌倉峡周辺や雄岡山・雌岡山周辺を、良好な緑地環境や風致の保全に努める。

また、六甲山系南麓の既成市街地に面する緑地は、神戸らしい都市環境・景観の形成上重要であるため、積極的に守り育てる。

##### (イ) 計画的な市街地整備との調整

市街化調整区域の中であって、既に計画的なまちづくりに向けて準備を進めている区域を特定保留区域とするとともに、市街化区域のままでは無秩序な開発が進む恐れがあ

るために暫定的に市街化調整区域に編入している区域を、計画的なまちづくりの見通しが確実に立った段階で、農林漁業等との調整を図った上で市街化区域に編入する。

## (2) 自然的環境に関する方針

### ア 基本方針

神戸都市計画区域は 30 キロメートルに及ぶ海岸線を前面に美しい都市景観の市街地と六甲山系、帝釈・丹生山系の山々や西神・北神の豊かな田園丘陵地域で構成され、その植生は天然の樹林から人工林、風格のある社寺林、田や畑、水辺の湿性植物、草花まで多様である。

これらの緑は、太山寺等に残る自然のままの樹林地もあるが、その多くは、風化した危険な山肌を緑化した樹林地、居留地時代を整備のルーツとする公園、河川・海岸整備や築港とともに生み出した緑地、農村部の里山と水田等、先人の努力で創りあげ、人の関わりの中で育てられてきたものである。

「緑とともに永遠に生き続ける都市＝緑生都市」を目指し、これらの緑を長期にわたり保全・育成することで、豊かな生活環境やヒートアイランド現象の緩和等による快適な都市環境を創造する。

### イ 主要な緑地の配置、整備の方針

市街化調整区域内においては、将来にわたって緑に恵まれた神戸の自然を守り育てていこうという「みどりの聖域づくり事業」や、自然と調和し、快適で魅力にあふれた農村空間の実現を図る「人と自然との共生ゾーン」等により緑地の保全を図る。

また、市街化区域内は公園・緑地、河川緑地などにより緑地を確保する。

なお、緑地のもつ都市の環境保全・レクリエーション・防災・景観構成等の諸機能を勘案し、今後の都市の動向を踏まえた総合的な観点から公園・緑地を配置することによって、都市の健全な発展を図り、自然と共生する循環型社会の形成を目指す。

## (3) 都市交通に関する方針

### ア 基本方針

健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保するため、既成市街地や海上都市、西神・北神地域において発生集中する交通需要を効率よく処理するとともに、災害時にも代替性を備えた海・空・陸の総合交通体系の確立を目指す。

さらに、持続可能で環境負荷を低減した都市構造への転換を図るとともに、ユニバーサル社会に対応した交通ネットワークを形成するため、公共交通網の充実を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい交通環境の確立を図る。

また、まちづくりの方向性を見直しに伴い、都市計画道路の配置、規模等を検証し、必要に応じて計画変更を行い、効率的な施設整備を行う。

### イ 主要な施設の配置、整備の方針

#### (ア) 道路

体系的道路網の整備推進により、円滑な交通機能の確保や、都市の防災性の向上を図るために以下の方針に基づき進める。

また、整備に際しては、無電柱化や緑化による景観の向上や低騒音舗装による環境負荷の軽減を進めるとともに、安全で快適な歩行者空間を整備し、全ての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

a 自動車専用道路等

国土軸及び国土軸と連携した格子状の広域幹線道路網の強化・充実に図るため、東西軸として新名神高速道路、神戸西バイパス、大阪湾岸道路西伸部を、また南北軸として、阪神高速神戸山手線等の整備を進める。

b 主要幹線道路・幹線道路

広域幹線道路との接続を図るとともに、拠点間及び拠点内の道路網強化・充実に図るため、既成市街地の骨格を形成する道路として、(都)山手幹線、(都)中央幹線、(都)須磨多聞線等を、また、西神・北神地域と既成市街地とを結ぶ主要な幹線道路として、(都)垂水妙法寺線、(都)神戸三田線等の整備を進める。

c その他の道路

地域の防災性や住環境・住区内サービスの向上など、良好なまちづくりに寄与するため、地域と協働で補助幹線道路、区画道路の整備を進める。

また、歩行者の利便性の向上や安全で快適な歩行者空間の充実に図るため、三宮駅周辺における地下、地上、デッキレベルの歩行者動線の3層ネットワーク化など、歩行者専用道路の整備を進める。

さらに、ハーバーランドからHAT神戸にかけての東西方向の歩行者動線や、三宮・元町からウォーターフロントにかけての南北方向の歩行者動線をプロムナード化、バリアフリー化、案内サイン整備などにより、回遊性のある魅力的な歩行者動線となるよう整備を進める。

d 駅前広場

鉄道駅等の交通結節点において、鉄道、バス、タクシーなど交通機関相互の乗り換えの利便性の確保や、ゆとりと潤いのある都市空間を創出するため、阪急御影駅、神戸電鉄鈴蘭台駅等において駅前広場の整備を進める。

(イ) 鉄道

交通渋滞や市街地の分断化を解消し、都市内交通の円滑化や都市の活性化を図るため、阪神電鉄など鉄道との連続立体交差化を進める。

また、まちの活性化、鉄道利用の促進のため、阪神三宮駅の改良のほか、駅構内のバリアフリー化や相互乗り継ぎの推進等、鉄道の質的向上に努める。

(ウ) 駐車場

交通手段の結節性の機能強化や公共交通の利用促進を目指し、鉄道駅周辺における自動二輪車を含む路上駐車、放置自転車対策などに対する既存駐車場の有効活用や地域の特性に応じた総合的な駐車対策に努める。

## (I) 空港

今後の航空需要に対応するとともに、海・空・陸の総合交通体系を構成し、災害時の交通拠点としての意義をも有する神戸空港の活用を促進するため空港島の整備を推進する。

これにより、医療産業都市や集客観光都市、情報文化都市等の新しいまちづくりに寄与する。

## (ロ) 港湾（海上交通）

神戸港については、日本を代表する国際貿易の拠点港であるだけでなく、西日本各港を結ぶ国内流通拠点港として、コンテナ輸送、フェリー輸送等の輸送体系の合理化に対処するため、近代的な設備を備えた港湾として整備を進めるとともに、貨物需要の増大と船舶の大型化に対応するためポートアイランド（第2期）事業を推進する。

さらに、神戸港の国内・国際競争力の一層の向上を図るため、港湾施設の機能を拡充・強化するなど、貨物・企業・人・情報の集まる港づくりやその機能を支える道路網の整備を進めるほか、更なるコストの低減やサービスの向上を目指すため、スーパー中核港湾の実現に向けた取り組みを行う。

また、地区内での回遊性の向上や市街地からの動線の確保等、ウォーターフロントを身近に感じられるよう港の再開発を進める。

## (カ) 流通業務団地

市街地周辺地域において流通機能を確保し、流通の合理化を図り効率的な輸送体系を確立するため、神戸流通業務団地や西神流通業務団地において、流通業務施設の整備を進める。

## (4) 都市環境に関する方針

### ア 基本方針

美しい都市環境を形成・維持するため公園・緑地、下水道、河川及び廃棄物処理施設等を計画的に整備する。

人々の憩いの場、レクリエーションの場、また、ヒートアイランド対策など環境負荷の軽減や防災の観点から都市公園、緑地の整備や屋上・壁面緑化等により、都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備を通して海や河川の良い水質環境を保つ。

その他、省エネルギーに資する取組みなどを通じて、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

さらに、神戸らしい都市景観の形成と快適な都市環境を創造することによって、地域の特性を生かした魅力あふれる「美しいまち」の実現を目指す。

### イ 主要な施設の配置、整備の方針

#### (ア) 公園・緑地

都市における生活環境を保全するため、都心ウォーターフロントなどの臨海部や河川沿いに系統的に緑地を配置することによって適正な市街地の形成を誘導するとともに、

公園・緑地等を配置して生活環境の向上を図る。

また、スポーツ、自然探勝等の広域レクリエーション需要に対応するため都市の基幹公園、豊富な緑地資源を有効に活用した風致公園、広域公園、国営公園等を配置する。

さらに、これらの緑地を有機的に結ぶ緑道網、ハイキング道網の整備を図る。

なお、緑地のもつ都市の環境保全・レクリエーション・防災・景観構成等の諸機能を勘案し、今後の都市の動向を踏まえた総合的な観点から公園・緑地を配置することによって、都市の健全な発展を図り、自然と共生する循環型社会の形成を目指す。

#### (イ) 下水道・河川

##### a 下水道

災害に強い下水道システムを構築するため、処理場間のネットワーク化、緊急輸送路下に埋設された管渠の調査・耐震化を推進する。

また、公共用水域の水質保全のため処理場の改築にあわせて高度処理施設の整備を図る。

さらに、浸水対策として、特に浸水の危険性の高い地域・人口の集中している地区において雨水ポンプ場や雨水幹線の整備を継続する。

加えて、下水道のもつ有効資源の利用と環境保全への貢献の観点から、天然ガス自動車への「こうべバイオガス」の供給、焼却灰の道路舗装等への活用、神戸空港での再生水利用などに努める。

##### b 河川

河川整備計画に基づき、早急に改修を進めるとともに、流域の流出抑制による治水安全度の向上を図る。

なお、整備に長時間を要する河川については、段階的に治水安全度の向上を図る。

また、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりによる河川整備を推進する。

#### (ウ) その他の都市施設等

ヒートアイランド対策に効果的な建築物の敷地内の緑化や屋上・壁面緑化などを推進する。

循環型社会への移行を目指すため、廃棄物の減量・資源化を促進するとともに、廃棄物処理施設等については廃棄物の質の変化に対応した施設整備を図る。

卸売市場については、神戸都市計画区域及び周辺区域に対して生鮮食料品の安定供給を図るため、既存施設の改善と機能向上に努める。

その他、住民の福祉増進・向上のための教育文化施設、医療施設及び福祉施設等についても計画的に配置するとともに、災害時における避難場所としての役割も果たすよう防災機能の強化に努める。

#### (5) 市街地整備に関する方針

##### ア 基本方針

都市全体の健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比して現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき区域や都市構造の再編や防

災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備改善を図る必要がある区域において市街地整備を目指す。

このため、様々な都市機能の集積を図るとともに、密集市街地の改善、中心市街地の活性化や大規模遊休地の適正な土地利用の誘導など地域の課題に対応し、安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

#### イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、民間活力を積極的に誘導しながら各地域の特性を活かしつつ、都市機能の向上を図る。

特に中心市街地においては、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

既成市街地のうち、都心部を取り巻く古い市街地や市街地山麓部等においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

一方、西神・北神地域、須磨内陸部及び垂水内陸部においては、周辺の環境と調和した市街地の形成を計画的に進める。

また、計画的な整備の一層の推進と秩序ある市街地整備を図るため、地区計画等によるまちづくりを積極的に活用していく。

大規模遊休地においては、都市の活性化につながる用途の導入や基盤整備や良好な環境形成のため、適正な土地利用を誘導する。

なお、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき市街地については、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき再開発の総合的なマスタープランとなる「都市再開発の方針」を定める。また、木造老朽建物の集積した密集市街地の防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用に関する方針については、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づき「防災街区整備方針」を定める。さらに、良好な住宅市街地の整備を図るため、大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づき「住宅市街地の開発整備の方針」を定める。

この3方針の内容を踏まえつつ、適切な市街地整備を進める。

### (6) 都市防災に関する方針

#### ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとより、これまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画及び神戸市地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の不燃化や耐震化をはじめ、都市の緑化、治水対策、近い将来危惧されている東南海・南海地震による津波対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、六甲山系周辺では土砂災害が発生しやすい地形や地質などの自然条件を備えている他、住宅地が山地に近接し被災の危険性が高く、これまでも大規模な土砂災害が発生していることから、隣接する阪神地域とも相互に連携し、防災に配慮した土地利用を図る必要がある。

## イ 都市防災の方針

### (ア) 防災拠点の整備とネットワークの形成

避難、救援活動を円滑にするため、広域防災拠点、広域防災帯（防災緑地軸）等を系統的に配置する。

また、府県境を越えた防災体制の充実や広域防災ネットワークを整備するとともに、災害発生時・被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する整備を進める。

さらに、道路、公園、緑地、河川等の計画的整備及びネットワーク化により、快適な環境空間と市街地内のオープンスペースを確保するとともに、水と緑のネットワークの形成、電線類の地中化など、災害時の防災機能を高める。

### (イ) 都市の耐震化・不燃化

都市における公共建築物の耐震化・不燃化について一層の推進を図るほか、民間建築物についても耐震・耐火建築物への誘導を図る。

特に灘区西部、中央区東部などの密集市街地においては、建築物の耐震化や不燃化を進めるとともに、緑地の確保などにも努め、災害に強いまちづくりを推進する。

さらに、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進する。

### (ウ) 土砂災害の防止

既成市街地の背後にある六甲山系のがけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため急傾斜地崩壊危険区域の積極的な指定や土砂災害警戒区域等の指定により、宅地造成工事規制区域の適切な見直しを行い、必要に応じて宅地の使用制限や建築制限等を行うとともに、六甲山系南麓等に緑地帯（グリーンベルト）を設け、自然緑地の保全と防災機能の強化を図る。

### (I) 治水対策

著しい都市化による河川への雨水流出量の増大に対し、河川整備を実施するとともに、流域の保水、遊水機能の維持・増進を図るため、貯留浸透機能をあわせ持つ施設の整備、誘導を図るなど、総合治水を推進する。

また、河川氾濫対策に加え、内水対策や地下街の浸水対策、低地浸水対策を行い、広域的災害に対応するための避難地や避難路の整備を図る。

さらに、急激な水位の上昇がみられる河川については、河川利用者がよりの確に安全確保の判断ができるよう情報提供を図る。

## (7) 景観形成に関する方針

### ア 基本方針

神戸市では、全国に先駆けて昭和 53 年 10 月に「神戸市都市景観条例」を制定し、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるための施策を推進してきた。

今後も、神戸らしい美しいまちなみの形成を図り、すべての人が住み続けたい、また訪れてみたくなる魅力あふれる都市の実現を目指す。

また、優れた景観の形成を図るためには、住民、事業者、学識者、行政の協働が大切であり、特に地域住民の主体的参加と相互協力が不可欠である。

このため、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成のため技術的助言や活動支援等の施策を進める中で、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設においても景観に配慮したものとなるよう先導的に取り組む。

#### イ 景観形成の方針

美しいまちなみや自然環境の保全などにより、神戸らしい都市景観を形成している地域、または今後計画的に誘導していく地域を「景観計画区域」及び「都市景観形成地域等」に指定し、景観形成基準に基づき、建築行為等の助言・指導を行うことにより、その地域にふさわしいまちなみの形成を図る。

都市景観形成地域等以外でも、神戸都市計画区域全域を「景観形成指定建築物等届出地域」に指定しており、大規模な建築物や工作物等について景観誘導基準にもとづき、周辺の景観と調和のとれたものとなるよう適切な誘導を行う。

また、恵まれた自然と、海・坂・山という変化に富んだ神戸らしい眺望景観や風格のある寺社等について、保全・育成に努める。

さらに、都市景観の重要な側面である夜間景観の形成に当たっては、安全・安心でかつ環境にやさしいまちづくりに配慮し、地域特性に応じた照明施設等の整備を進める。

歴史的な建築物など、地域の景観及び雰囲気の特徴づけ、住民に愛され親しまれている建築物等については、所有者の協力を得て「景観形成重要建築物等」として指定し、その維持・活用を図る。

## 5. 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、関係機関等との調整を図りながら実施していく。

### (1) 土地利用に関する整備目標

須磨区車地区，垂水区多聞町小束山地区，西区樫谷町松本・平野町慶明地区，西区伊川谷町潤和地区において，計画的な市街地整備の見通しがある区域として，主に住宅市街地として整備を図る。

また，北区山田町，八多町，有野町において市街化区域のままでは無秩序な開発が進む恐れがあるために暫定的に市街化調整区域に編入している区域については，事業計画が具体化し，関係機関等との調整を完了した段階で整備を図る。

### (2) 自然的環境に関する整備目標

種別	目的	指定目標 (ha)	
		平成17年	平成27年
特別緑地 保全地区	緑地の保全，緑化の推進及び自然的環境の形成を 目的とする地区	2,601	2,646
風致地区	都市の風致を維持するために必要な地区	9,215	9,291
その他	六甲山系地域等の良好な緑地を条例（緑地の保 全・育成及び市民利用に関する条例）により保全 する地区	30,437	30,747

### (3) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね10年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設は次とおりである。

#### ア 道路

##### ・自動車専用道路等

路線名	事業場所	概要
新名神高速道路	大阪府境～中国自動車道（神戸ジ ャンクション）	新設 L=約21.0km，W=32～35m
神戸西バイパス	阪神高速北神戸線（永井谷ジャン クション）～明石市大久保町	新設 L=約6.9km 専用部 L=約6.9km，W=22m 一般部 L=約4.0km，W=20m
大阪湾岸道路西伸部	六甲アイランド～第二神明道路 （名谷ジャンクション）	新設 L=約20.9km，W=27m
阪神高速神戸山手線	大阪湾岸道路西伸部～（都）中央 幹線	新設 L=約2.2km，W=18m

##### ・主要幹線道路，幹線道路

路線名	事業場所	概要
（都）山手幹線	東灘区本山北町	現道拡幅 L=約0.4km，W=27m
	灘区森後町～神ノ木通	現道拡幅 L=約0.8km，W=27m
（都）御影山手線	東灘区御影山手	新設 L=約0.5km，W=15m
（都）弓場線	東灘区御影山手	現道拡幅 L=約0.2km，W=27m

(都)神戸三田線	北区山田町上谷上～有野町唐櫃	現道拡幅 L=約 1.4 km, W=18m
	北区有野町唐櫃	現道拡幅 L=約 1.5 km, W=12～18m
(都)水呑木見線	北区鈴蘭台東町	現道拡幅 L=約 0.3 km, W=16m
(都)横尾妙法寺線	須磨区妙法寺	新設 L=約 0.7 km, W=20m
(都)垂水妙法寺線	須磨区妙法寺	新設 L=約 0.3 km, W=16～20m
	須磨区妙法寺～明神町	現道拡幅 L=約 2.1 km, W=16m
(都)中央幹線	須磨区月見山本町～須磨浦通	現道改良 L=約 0.9 km, W=27～36m
(都)房王寺線	長田区重池町～房王寺町	現道拡幅 L=約 0.6 km, W=18m
(都)須磨多聞線	須磨区天神町～離宮西町	新設 L=約 0.5 km, W=27～36m
(都)塩屋舞子線	垂水区星陵台～北舞子	現道拡幅 L=約 0.9 km, W=20m
(都)明石木見線	西区玉津町高津橋～水谷	現道拡幅等 L=約 1.4 km, W=16m
(都)神戸三木線	西区押部谷町木見～木津	現道拡幅等 L=約 1.4 km, W=16m
(国)国道2号	須磨区西須磨～垂水区泉ヶ丘	現道拡幅 L=約 2.8 km, W=15m
(国)国道2号(多聞平野線)	西区伊川谷町別府～平野町下村	新設 L=約 4.4 km, W=42m
(国)国道175号(明石三木線)	西区平野町向井～神出町小束野	バイパス L=約 5.8 km, W=25m
(県)有馬山口線	北区有馬町	バイパス L=約 0.9 km, W=8～11m

・その他の道路(補助幹線道路・歩行者専用道路)

路線名	事業場所	概要
三宮駅前東線	中央区小野柄通～雲井通	新設 L=約 50m, W=4m
三宮駅東地下線	中央区小野柄通～雲井通	新設 L=約 50m, W=6m
(都)鈴蘭台幹線	北区鈴蘭台東町～鈴蘭台北町	新設 L=約 0.3 km, W=20m

・駅前広場

駅名	事業場所	概要
阪急御影駅(北側)	東灘区御影山手	A=約 2,400 m <sup>2</sup>
神戸電鉄鈴蘭台駅	北区鈴蘭台北町	A=約 3,100 m <sup>2</sup>

イ 鉄道

路線名	事業場所	概要
阪神電鉄連続立体交差	魚崎駅～芦屋市境	L=約 3.2 km
阪神 三宮駅	中央区小野柄通	東改札口新設等

(4) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 公園・緑地

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な公園・緑地等は次のとおりである。

事業名	名称	事業場所	概要
公園	舞子公園	垂水区	風致公園
	しあわせの森(国営明石海峡公園)	北区	広域公園
	神戸震災復興記念公園	中央区	総合公園
	木見中央公園	西区	地区公園

イ 下水道

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な下水道は次のとおりである。

事業名	名称	概要
公共下水道	神戸市公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場間を結ぶネットワーク幹線の整備</li> <li>・垂水処理場：高度処理施設の整備</li> <li>・京橋ポンプ場(雨水ポンプ場)の整備</li> <li>・東部スラッジセンターの改築</li> </ul>
流域下水道	武庫川上流流域下水道	流域下水道の整備
	加古川上流流域下水道	流域下水道の整備

ウ 河川

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な河川は次のとおりである。

事業種別	名称	箇所
河川	(二)明石川	西区
	(一)志染川	北区
	(二)妙法寺川	須磨区
	(二)福田川	垂水区
	(二)櫛谷川	西区
	(二)伊川	西区
	(二)高橋川	東灘区
	(二)山田川	垂水区

(5) 市街地整備に関する目標

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な市街地開発事業等は次のとおりである。

地区名	地区面積(ha)	事業種別
浜山地区	27.8	土地区画整理事業
新長田・鷹取地区	87.8	土地区画整理事業
学園南地区	108.4	土地区画整理事業
多井畑西地区	70	土地区画整理事業
白水地区	32.5	土地区画整理事業
新長田駅南地区	20.1	市街地再開発事業
旭通 4 丁目地区	1.1	市街地再開発事業
垂水駅前中央地区	2.3	市街地再開発事業
西神住宅第二団地	414.5	新住宅市街地開発事業
神戸複合産業団地	270	工業団地造成事業 流通業務団地造成事業

(6) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

ア 防災施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な防災施設は次のとおりである。

事業名	名称	事業場所
公園	神戸震災復興記念公園	中央区
	木見中央公園	西区
砂防	カツカ谷右支浜	北区
	カツカ谷	北区
	谷山川	北区
	六甲山系グリーンベルト整備事業	中央区他
	宮川	東灘区
	中野村谷川	東灘区
	天上川	東灘区
	住吉川	東灘区
	西谷川	東灘区
	石屋川	灘区
	六甲川	灘区
	杣谷川	灘区
	青谷川	灘区
	苧川	中央区
	天王谷川	北区
	東谷川	北区
	山王川	兵庫区
	大日川	長田区
	三の谷川	須磨区
地すべり対策	坂本地区	北区
急傾斜地崩壊対策	五社地区	北区
	向イ谷地区	北区
	二の谷(2)地区	須磨区
	篠原台地区	灘区
	南多聞台(1)地区	垂水区
治山	住吉川流域	灘区
	生田川流域	中央区

参考図 別添図のとおり

理 由

別添理由書のとおり

## 理 由 書

「神戸国際港都建設計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」については，策定から5年が経過し，策定以後，人口減少・少子高齢社会の到来を迎えるなど，大きな社会経済情勢の変化等が生じていることから，生活の質の向上，にぎわいと活力の創出，安心・安全の確保，交流と連携の推進を目標とし，地域特性を生かした都市機能の集約を図るため，本計画のとおり都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を変更するものである。